

○旅館業の施設の設置基準等を定める条例

昭和三十三年三月二十六日

山口県条例第二号

〔旅館業営業施設についての衛生に必要な措置の基準に関する条例〕をここに公布する。

旅館業の施設の設置基準等を定める条例

(昭四五条例五一・平一五条例二四・平三〇条例三二・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第三項第三号及び第四項(これらの規定を法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)、第四条第二項並びに第五条第一項第四号並びに旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号の規定に基づき、旅館業の施設の設置基準、衛生措置の基準、構造設備の基準等を定めるものとする。

(平一五条例二四・追加、平三〇条例三二・令五条例三四・一部改正)

(社会教育施設等の指定)

第二条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で学校(学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。))をいう。)及び児童福祉施設(児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)に類するものは、次のとおりとする。

- 一 図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 二 博物館法(昭和三十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- 三 前二号に掲げる施設に類するもの、公民館、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が指定するもの。

2 知事は、前項第三号の施設を指定したときは、速やかに当該施設を告示しなければならない。

(昭四五条例五一・追加、昭六一条例一三・一部改正、平一五条例二四・旧第一条繰下・一部改正、平一八条例四四・令五条例三四・一部改正)

(許可又は承認について意見を求める者)

第三条 法第三条第四項（法第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により知事が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 国が設置する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 国又は地方公共団体以外の者が設置する施設（当該施設に監督庁がある場合に限る。）  
当該施設の監督庁
- 四 前三号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市町長  
（昭四五条例五一・追加、昭六一条例一三・一部改正、平一五条例二四・旧第二条  
繰下、平一七条例五二・令五条例三四・一部改正）

（衛生措置の基準）

第四条 法第四条第二項の規定による旅館業の施設についての衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室、応接室、食堂、調理場、配せん室、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
- 二 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に清掃し、必要に応じて補修すること。
- 三 宿泊者に使用させるふとん、まくら、ざぶとん及び丹前は、常に清潔にしておくこと。
- 四 宿泊者に使用させるふとん及びまくらは、布で覆っておくこと。
- 五 一の宿泊者に使用させた浴衣及び前号の布は、洗濯をした後でなければ、他の宿泊者に使用させないこと。
- 六 浴槽には、清浄な湯水を十分に供給すること。
- 七 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水等」という。）以外の水を入浴の用に供する場合にあつては、その水質を規則で定める基準に適合させること。
- 八 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）（客室内に設けられた浴槽に係るものを除く。）は、宿泊者の入浴の用に供する間、浴槽からあふれるように清浄な湯水を常に供給し、清浄かつ適温に保つこと。
- 九 浴槽水を消毒するときは塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の残留塩素濃度を規則で定め

る濃度に保ち、当該残留塩素濃度に関する記録をその測定を行つた日から起算して三年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の要因により塩素系薬剤を使用することができない場合若しくはこの基準を適用することが適当でない場合又は他の方法により浴槽水の水質を第七号の基準に適合させることができる場合にあつては、この限りでない。

十 浴槽水を入浴の用に供するためのろ過器（以下「ろ過器」という。）を設けている場合は、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤等は浴槽水がろ過器に入る直前に使用すること。

十一 ろ過器又は消毒装置を設けている場合において浴槽水があるときは、ろ過器又は消毒装置を常に作動させること。

十二 入浴の用に供する湯水を貯留する設備（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、通常の使用状態にあつては摂氏六十度以上、最大使用時にあつては摂氏五十五度以上とすること。ただし、これにより難い場合にあつては、衛生上の支障が生じないように貯湯槽内の湯水を消毒すること。

十三 浴槽は、毎日浴槽水を全て入れ替え、かつ、清掃すること。ただし、これにより難い場合にあつては、一週間に一回以上浴槽水を全て入れ替え、かつ、清掃すること。

十四 毛髪等を浴槽水から除去するための装置（以下「集毛器」という。）を設けている場合は、当該集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。

十五 ろ過器を設けている場合は、一週間に一回以上、ろ過器に水を逆流させることによつて、付着した汚れを除去し、ろ過器外に排出すること（以下「逆洗浄」という。）等によりろ過器内に付着した汚れを除去し、ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管を消毒し、及び浴槽を清掃すること。

十六 貯湯槽は、常に清潔に保ち、かつ、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

十七 水位計配管を設けている場合は、一週間に一回以上消毒すること。

十八 シャワーについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 一週間に一回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ロ 六月に一回以上、シャワーヘッド及びホースを点検すること。

ハ 一年に一回以上、内部の洗浄及び消毒を行うこと。

十九 浴槽水等を河川等へ排水する場合は、その処理を排水処理設備等により適切に行うこと。

二十 水道水等以外の水を入浴の用に供する場合の当該水又は浴槽水について、規則で定

めるところにより水質検査を行い、これに関する記録を当該水質検査を行った日から起算して三年間保存すること。

二十一 営業者又は当該営業者が従業者のうちから選任する日常の入浴設備の衛生管理に関する責任者は、当該営業者が作成する入浴設備の衛生管理に関する事項を定めた要領に基づき衛生管理を行うこと。

二十二 ねずみ、衛生上有害な昆虫等の発生の防止及び駆除に努めること。

二十三 伝染性の病気にかかっている者又はその疑いのある者が使用した物は、十分に消毒した後でなければ、宿泊者に使用させないこと。

二十四 客室にガス設備を有する場合は、その使用方法等を宿泊者に教えるとともに、元栓、ガス管等を十分に管理すること。

(昭四五条例五一・旧第一条繰下・一部改正、平一五条例二四・旧第三条繰下・一部改正、平一五条例五四・平二八条例四三・平三〇条例三二・令三条例四九・一部改正)

(宿泊を拒むことができる理由)

第五条 法第五条第一項第四号の規定により宿泊を拒むことができる理由は、営業者が宿泊しようとする者に対して法第六条第一項に規定する事項を告げることを請求した場合において、その者がこれを告げないときとする。

(昭四五条例五一・追加、平一五条例二四・旧第五条繰下、平三〇条例三二・旧第六条繰上・一部改正、令五条例三四・一部改正)

(構造設備の基準)

第六条 政令第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室は、宿泊者の定員に応じ、適当な広さを有すること。

二 浴室は、清掃を容易に行うことができる構造とすること。

三 浴室(客室内に設けられたものを除く。)には、適当な広さの脱衣室が付設されていること。

四 シャワーは、浴槽水を使用しない構造とすること。

五 浴槽からあふれた湯水を入浴の用に供する湯水に再利用しない構造とすること。ただし、これにより難い場合にあつては、再利用する湯水を消毒し、衛生上の支障が生じないように管理できる設備を設けること。

六 浴槽その他入浴の用に供する設備に浴槽水を供給する設備を設ける場合は、当該浴槽

水が飲用に適しない旨の表示をすること。ただし、当該浴槽水が飲用されるおそれのない場合は、この限りでない。

七 浴槽に気泡発生装置その他水の飛まつが発生する装置を備える場合は、当該装置の空気の取入口からほこりが入らない構造とすること。

八 ろ過器を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ ろ過器は、一時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとする。

ロ 集毛器をろ過器の前に設けること。

ハ ろ材は、逆洗浄ができるものその他洗浄を十分に行うことができるもの又は交換を容易に行うことができるものとする。

九 屋外に浴槽を設ける場合は、屋内の浴槽水に屋外の浴槽水が混合しない構造とすること。

十 洗面設備は、宿泊者が使用するのに便利な場所に設けられており、飲用に適する水を十分に供給することができる構造であること。

十一 宿泊者の需要を満たすのに十分な数の寝具を有すること。

十二 便所は、宿泊者が使用するのに便利な場所に設けられていること。

十三 便所には、換気口又は換気設備、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する設備及び流水式の手洗い設備が設けられていること。

(平一五条例二四・追加、平一五条例五四・一部改正、平三〇条例三二・旧第七条繰上・一部改正)

第七条 政令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、前条(第十二号を除く。)の規定を準用する。

(平三〇条例三二・追加)

第八条 政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準については、第六条(第十一号及び第十二号を除く。)の規定を準用する。

(平三〇条例三二・全改)

(構造設備の基準の特例)

第九条 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第五条第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、第六条第三号(第七条及び第八条において準用する場合を含む。)、第十一号(第七条において準用する場合を含む。)及び第十二号の規定は、季節的又は地理的な理由等によりこれらの基準による必要がない場合又はこれらの基準によることが困難な場合において、知事が公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、

適用しない。

(平一五条例二四・追加、平一五条例五四・一部改正、平三〇条例三二・旧第十一条繰上・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(旅館業について衛生上必要な措置の基準等に関する条例の廃止)
- 2 旅館業について衛生上必要な措置の基準等に関する条例(昭和二十三年十一月山口県条例第八十号)は、廃止する。

附 則 (昭和四五年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年条例第一三号)

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第二四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第五四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営んでいる者の当該許可に係る施設については、平成十六年五月三十一日までは、改正後の旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例第七条(第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年条例第五二号)

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則 (平成一八年条例第四四号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年条例第三二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）による改正前の旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号。以下「旧旅館業法」という。）第三条第一項の規定による許可を受けて旧旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成三十年十二月十五日までは、引き続き改正前の旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例第八条に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、改正後の旅館業の施設の設置基準等を定める条例第六条に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

附 則（令和三年条例第四九号）

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第三四号）

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。